

特許法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)	(第三条関係)	・ ・ ・ ・ ・	1
○意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十五号)	(第四条関係)	・ ・ ・ ・ ・	13
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)	(第五条関係)	・ ・ ・ ・ ・	18
○弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)	(第六条関係)	・ ・ ・ ・ ・	35
○経済産業省組織規則(平成十三年経済産業省令第一号)	(第七条関係)	・ ・ ・ ・ ・	36

改 正 案	現 行
（意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間） 第一条の二 意匠法第六十条の七の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。ただし、同法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）について同法第四条第二項の規定の適用を受けようとする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に同条第三項に規定する証明書を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が七月を超えるときは、七月）とする。 （意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の様式） 第一条の三 意匠法第六十条の七に規定する意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面は、様式第一の二により作成しなければならない。 （願書の様式） 第二条 願書（次項から第五項までの願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。 2ゝ4 （略）	（新設） （願書の様式） 第二条 願書（次項から第四項までの願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。 2ゝ4 （略）

5| 意匠法第六十条の三第二項の規定による国際登録出願（以下「国際登録出願」という。）についての願書は、別に定める様式により作成しなければならない。

6| （略）

5| （略）

（新設）

（国際登録の名義人の記載）

第二条の二 国際意匠登録出願又は意匠法第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権（以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。）についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出するときは、同法第六十条の六第一項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所の記載は、当該国際登録に係る同条第三項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字でしなければならない。

（新設）

（国際登録に係る意匠の創作をした者の記載）

第二条の三 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出するときは、意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所の記載は、ハーグ協定に係る出願のための実施細則301(c)に定める外国語でなければならない。

（新設）

（国際登録に係る意匠に係る物品等の記載）

第二条の四 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出

（新設）

するときは、意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明又は意匠の説明の記載は、英語でしなければならない。

(国際意匠登録出願に係る意匠登録出願の番号の通知)

第八条の二 特許庁長官は、国際意匠登録出願が基礎とした国際登録について意匠法第六十条の六第一項に規定する国際公表（以下「国際公表」という。）があつたときは、当該国際意匠登録出願に意匠登録出願の番号を附し、その番号を当該国際意匠登録出願の出願人に通知しなければならない。

(提出書面の省略)

第九条 (略)

2 (略)

3 意匠法第十七条の三第一項の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願の願書に添付した図面（同法第十七条の二第一項の規定により却下された補正についての手続補正書に添付した図面を含む。）が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。ただし、もとの意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、この限りでない。

4 (略)

(パリ条約等による優先権主張の証明書の提出の期間)

第十二条の二 意匠法第六十条の十第二項の経済産業省令で定める期間は、国際公表があつた日から三月とする。

(新設)

(提出書面の省略)

第九条 (略)

2 (略)

3 意匠法第十七条の三第一項の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願の願書に添付した図面（同法第十七条の二第一項の規定により却下された補正についての手続補正書に添付した図面を含む。）が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

4 (略)

(新設)

(信託)

第十二条の三 国際意匠登録出願に係る意匠登録を受ける権利の信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め
 - 三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
 - 四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
 - 五 信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨
 - 六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨
 - 七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨
 - 八 信託の目的
 - 九 信託財産の管理の方法
 - 十 信託の終了の理由
 - 十一 その他の信託の条項
- 2 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。

(新設)

(手続補正書の様式等)

第十五条 手続の補正のうち、様式第一から様式第十二まで、様式第十四若しくは第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十

(手続補正書の様式等)

第十五条 手続の補正のうち、様式第一から様式第十二まで若しくは様式第十四、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に

五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。

2・3 (略)

4 補正による手数料の納付（様式第二から様式第五まで、様式第十二、第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二及び同規則第十二条第一項に規定する様式第十八により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るものを除く。）は、様式第十六によりしなければならない。

（意匠登録証の交付の請求の様式）

第十八条の三 意匠権者は、意匠法第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく国際登録を基礎とした意匠権の移転の登録があつた場合は、様式第二十の二による意匠登録証の交付の請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

（過誤納の手数料の返還の請求の様式）

第十八条の四 (略)

（既納の個別指定手数料の返還の請求の様式）

第十八条の五 意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定手数料（以下「個別指定手数料」という。）の返還の請求は、様式第二十一の二によりしなければならない。

提出することによりした手続の補正は様式第十四により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。

2・3 (略)

4 補正による手数料の納付（様式第二から様式第五まで、様式第十二、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二及び同規則第十二条第一項に規定する様式第十八により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るものを除く。）は、様式第十六によりなければならない。

（新設）

（過誤納の手数料の返還の請求の様式）

第十八条の三 (略)

（新設）

(回復理由書の様式等)

第十八条の六 (略)

2・3 (略)

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二から第十一条の三の三まで、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)の規定は、意匠登録出願、国際登録出願(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)」の規定による意匠登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。)」と、「十二 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)」とあるのは「十二 審判の請求(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。)」と、「第四条の三第三項中「五 特許法第百九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは「五 意

(回復理由書の様式等)

第十八条の四 (略)

2・3 (略)

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二から第十一条の三の三まで、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)」の規定による意匠登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。)」と、「十二 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)」とあるのは「十二 審判の請求(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。)」と、「第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特

匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十
意匠法第六十七条第七項の規定による過誤納の手数料の返還

一第一項に規定する個別指定手数料の返還請求
―と、第八条第

二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒
絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正
却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第三項」と
あるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令（昭和
三十五年政令第十六号）第十条、特許法等関係手数料令（昭和
三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令
（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又は
この規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第
四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七
条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七
条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同
条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第
七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条
第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前
段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は意匠法施
行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の六第二項」と、
「特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三、
産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの規
則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、
第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一

許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条、特許法等関
係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競
争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から
第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八
条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七
第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四
項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の
四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、
第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の
十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第
六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるの
は「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条
の四第二項」と、「特許法施行令第十条、特許法等関係手数
料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九
条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項
、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項
、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段
、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二
第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十
一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第
四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九
条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又
は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の四第
二項」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、
様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式
第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第

項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の六第二項」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しく

二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十

は同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、第二十七条の四第四項中「同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と、様式第二

五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

の欄に「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。」よるが「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の名義人にあつては、【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項の規定による国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】」及び「【住所又は居所原語表記】」の欄は設けるには及ばない。」よるが「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録簿に記す。国際登録簿の名義人にあつては、【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）よるが「意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「ー」のようにハイフンを記載し、【代理人】」又は「【受任した代理人】」の欄の次に「【その

【他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM／○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」² 第13条第10項第1項「1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）」² 第16条第1項「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名」² 第16条第1項第2項の意。	2～9 (略)
---	----------------

改 正 案	現 行
（意匠原簿の様式等） 第一条の二 意匠登録原簿（次項に規定するものを除く。）は、それに記録されている事項を記載した書類を様式第一により作成できるものでなければならない。 2 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十条の第十四第 二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権（以下「国際登録 を基礎とした意匠権」という。）に係る意匠登録原簿は、それ に記録されている事項を記載した書類を様式第一の二により作 成できるものでなければならない。 3・4 （略） （意匠登録原簿の記録） 第三条 意匠登録原簿（国際登録を基礎とした意匠権に係るもの を除く。）は、登録番号記録部、表示部、関連意匠登録番号記 録部、登録料記録部、甲区、乙区及び丁区の別に記録しなければ ならない。 2ゝ4 （略） 5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、意匠権が 意匠法第四十二条第三項に規定する国と国以外の者との共有に 係る場合であつて持分の定めがあるときの国以外の者の持分の 割合又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。	（意匠原簿の様式等） 第一条の二 意匠登録原簿は、それに記録されている事項を記載 した書類を様式第一により作成できるものでなければならない 。 （新設） 2・3 （略） （意匠登録原簿の記録） 第三条 意匠登録原簿は、登録番号記録部、表示部、関連意匠登 録番号記録部、登録料記録部、甲区、乙区及び丁区の別に記録 しなければならない。 2ゝ4 （略） 5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、意匠権が 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第三項に 規定する国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定 めがあるときの国以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関 する事項を記録しなければならない。

6ゝ8 (略)

第三条の二 国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿は、登録番号記録部、表示部、関連意匠登録番号記録部、甲区、乙区、丁区及び国際登録事項記録部の別に記録しなければならない。

2 表示部には、国際登録を基礎とした意匠権の表示をするほか、その消滅（存続期間の満了によるものに限る。）及び意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項を記録しなければならない。

3 甲区には、国際登録を基礎とした意匠権の設定、処分の制限及び信託による国際登録を基礎とした意匠権についての変更に関する事項を記録しなければならない。

4 国際登録事項記録部には、国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠法第六十条の六第三項に規定する国際登録簿に登録された事項（国際登録を基礎とした意匠権の移転又は消滅（存続期間の満了によるものを除く。）に係るものに限る。）を記録しなければならない。

5 前条第二項、第四項、第七項及び第八項の規定は、国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿の記録に準用する。

（番号の記録等）

第三条の三 国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿に国際登録事項記録部について登録するときは、当該登録事項を記録した順序により、記録番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録しなければならない。

6ゝ8 (略)

（新設）

（新設）

(意匠権の設定の登録の方法)

第四条 意匠権の設定の登録（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。））
についてのものを除く。以下この条において同じ。）をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠登録出願の年月日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第六条の規定による物品の区分（以下「物品の区分」という。）を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2
(略)

第四条の二 国際意匠登録出願についての意匠権の設定の登録をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠法第六十条の六第一項に規定する国際登録の日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに物品の区分を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2 前条第二項の規定は、国際意匠登録出願についての意匠権の設定の登録をする場合に準用する。

(関連意匠の意匠権の設定の登録の方法)

第五条 関連意匠の意匠権の設定の登録をするときは、前二条の規定により記録すべき事項のほか、表示部として本意匠の意匠権の登録の年月日及び登録番号並びにその意匠権が関連意匠の

(意匠権の設定の登録の方法)

第四条 意匠権の設定の登録をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠登録出願の年月日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第六条の規定による物品の区分を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2
(略)

(新設)

(関連意匠の意匠権の設定の登録の方法)

第五条 関連意匠の意匠権の設定の登録をするときは、前条の規定により記録すべき事項のほか、表示部として本意匠の意匠権の登録の年月日及び登録番号並びにその意匠権が関連意匠の意

意匠権である旨を記録しなければならない。

2・3 (略)

(特許登録令施行規則の準用)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 特許登録令施行規則第十四条(第三項を除く。)、第十五条(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条(第四項から第七項までを除く。)、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで(登録の手続)の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人(国際登録を基礎とした意匠権の意匠権者を除く。)」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と、同規則第二十八条第二項中「、第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)」又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と読み替えるものとする。

匠権である旨を記録しなければならない。

2・3 (略)

(特許登録令施行規則の準用)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 特許登録令施行規則第十四条(第三項を除く。)、第十五条(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条(第四項から第七項までを除く。)、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで(登録の手続)の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。

[

-

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条―第三十五条） 第三章 予納による納付及び口座振替による納付（第三十六条―第四十一条の七） 第三章の二 電子情報処理組織による納付手続（第四十一条の八―第四十一条の十） 第四章 登録情報処理機関等 第一節 登録情報処理機関（第四十二条―第五十四条） 第二節 登録調査機関（第五十五条―第六十条） 第三節 特定登録調査機関（第六十条の二―第六十条の十） 第五章 雑則（第六十一条・第六十二条） 附則 （識別番号の付与） 第三条 （略） 2 （略） 3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から	目次 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条―第三十五条） 第三章 予納による納付及び口座振替による納付（第三十六条―第四十一条の七） 第三章の二 電子情報処理組織による納付手続（第四十一条の八―第四十一条の十） 第四章 登録情報処理機関等 第一節 登録情報処理機関（第四十二条―第五十四条） 第二節 登録調査機関（第五十五条―第六十条） 第三節 特定登録調査機関（第六十条の二―第六十条の十） 第五章 雑則（第六十一条） 附則 （識別番号の付与） 第三条 （略） 2 （略） 3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から

第八号まで及び第十四号に掲げる手続をした者の代理人を含む。
。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一〇十三 （略）

十四 意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係る拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、ジュネーブ改正協定第十六条(1)(i)に規定する国際登録の所有権の変更（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものに限る。）があつた後最初にされるもの

（包括委任状）

第六条 特定手続（第十条第五号、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）

第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一〇十三 （略）

（新設）

（包括委任状）

第六条 特定手続（第十条第五号、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）

以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、「第四十八号及び第五十四号から第五十九号までに掲げる手続を除く。」、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））においては準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、「実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（第五条の二第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁

以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、「第四十八号及び第五十四号から第五十九号までに掲げる手続を除く。」、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））においては準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、「実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（第五条の二第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官

長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2～4 （略）

（特定手続の指定）

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～五十一 （略）

五十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げ

に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2～4 （略）

（特定手続の指定）

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～五十一 （略）

五十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手

る手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三 （略）

五十四 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第二項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項の証明の請求（特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次号及び第五十六号において同じ。）に該当する場合及び国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

五十五～五十七 （略）

五十八 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求（法第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合及び国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

五十九～六十一 （略）

（特定処分等の指定）

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定に

続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三 （略）

五十四 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第二項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項の証明の請求（特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次号及び第五十六号において同じ。）に該当する場合を除く。）

五十五～五十七 （略）

五十八 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求（法第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合を除く。）

五十九～六十一 （略）

（特定処分等の指定）

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定に

より文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に~~する手続を除く。~~）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十二号まで及び第六十一号に掲げるものに~~限る。~~）並びに国際意匠登録出願に係る第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十五号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十二号までに掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に~~するものを除く。~~）

ロ ト （略）

チ 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。））、特許法第四十三条

より文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に~~する手続を除く。~~）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十二号まで及び第六十一号に掲げるものに~~限る。~~）

ロ ト （略）

チ 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。））、特許法第四十三条

の三第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項、同法第六十条の十第二項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出（略）

又 意匠法第六十条の七の規定による同法第四条第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出

ルカ（略）

ヨ 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。この号タにおいて同じ。）若しくは特許法第三百三十三条第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。この号タにおいて同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この号タにおいて同じ。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この号タにおいて同じ。）の規定によるこの号ロからカまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

の三第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出

リ（略）

（新設）

又カ（略）

カ 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。この号ヨにおいて同じ。）若しくは特許法第三百三十三条第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。この号ヨにおいて同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この号ヨにおいて同じ。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この号ヨにおいて同じ。）の規定によるこの号ロからワまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

タ| 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の二十四又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十條第五十二号に掲げるものを除く。）

二 法第七條第三項、特許法第十八條（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二條の三の規定による前号イからタ|までに規定する手続の却下の処分

三 特許法第十八條の二第一項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による第三十四條の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）

ヨ| 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十條第五十二号に掲げるものを除く。）

二 法第七條第三項、特許法第十八條（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二條の三の規定による前号イからヨ|までに規定する手続の却下の処分

三 特許法第十八條の二第一項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による第三十四條の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）

）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二
第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定
による口座振替による納付の申出を除く。）及び第一号イか
ら㍿までに規定する手続の却下の処分

四 特許庁長官が行う特許法第二十二条（実用新案法第二条の
五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七
条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三
条において準用する場合を含む。）において準用する場合を
含む。）若しくは特許法第二十四条（実用新案法第二条の五
第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七
条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三
条において準用する場合を含む。）において準用する場合を
含む。）以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法第
百二十八条第一項若しくは第百三十一条第一項の規定による
決定又は特許法第二十四条において準用する民事訴訟法第
百三十一条第二項の規定による決定の取消し（別表第一の一か
ら四まで及び六の項の第二欄に掲げる手続に係るものを除く
。）。

五・六 （略）

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定
又はこれらの取消し（次のイからへまでに掲げるものを除く
。）。

イ・ロ （略）

ハ 国際意匠登録出願に係る審査官が行う査定若しくは決定
又はこれらの取消し

ニ・ヘ （略）

）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二
第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定
による口座振替による納付の申出を除く。）及び第一号イか
ら㍿までに規定する手続の却下の処分

四 特許庁長官が行う特許法第二十二条（実用新案法第二条の
五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七
条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三
条において準用する場合を含む。）において準用する場合を
含む。）若しくは特許法第二十四条（実用新案法第二条の五
第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七
条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三
条において準用する場合を含む。）において準用する場合を
含む。）以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法第
百二十八条第一項若しくは第百三十一条第一項の規定による
決定又は特許法第二十四条において準用する民事訴訟法第
百三十一条第二項の規定による決定の取消し（別表第一の一か
ら五までの項の第二欄に掲げる手続に係るものを除く。）。

五・六 （略）

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定
又はこれらの取消し（次のイからホまでに掲げるものを除く
。）。

イ・ロ （略）

（新設）

ハ・ホ （略）

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

- 一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）の補正の命令

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

- 一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三〇二十（略）

二十一 特許法第百八十九条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特許法施行規則第十六条（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特許法第十八条（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三〇二十（略）

二十一 特許法第百八十九条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特許法施行規則第十六条（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特許法第十八条（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条

第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、特許法第百三十三条第三項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、特許法第百八十四条の五第三項（実用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含む。）、若しくは同法第二条の三の規定による特定手続又は第二十三条第一号ロからタまでに規定する手続の却下の処分の膳本の送達

二十二～二十六（略）

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（第一号から第五号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十二号、第二十三号、第二十八号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十四号から第二十六号まで及び第三十五号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く

第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、特許法第百三十三条第三項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、特許法第百八十四条の五第三項（実用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含む。）、若しくは同法第二条の三の規定による特定手続又は第二十三条第一号ロからタまでに規定する手続の却下の処分の膳本の送達

二十二～二十六（略）

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（第一号から第五号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第三十号から第三十二号までに掲げる手続であつて別表第一の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十三号から第二十五号まで及び第三十四号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。

。とする。

一〇四 (略)

五 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。））、特許法第四十三条の第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項、同法第六十条の十第二項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権書類の提出

六〇十九 (略)

二十 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失の
例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

二一〇 二十七 (略)

二十八 拒絶査定等に対する審判に係る手続（第一号、第二号及び第二十七号に掲げる手続並びに第十条第二十七号に掲げる特定手続を除く。）

二一九・三十 (略)

三十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。
第三十二号において同じ。）若しくは特許法第三百三十三条

一〇四 (略)

五 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。））及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。））、特許法第四十三条の第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））の規定による優先権書類の提出

六〇十九 (略)

(新設)

二一〇 二十六 (略)

二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続（第一号、第二号及び第二十六号に掲げる手続並びに第十条第二十七号に掲げる特定手続を除く。）

二一九・二十九 (略)

三十 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。
第三十一号において同じ。）若しくは特許法第三百三十三条第

第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第三十二号において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十二号において同じ。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十二号において同じ。）の規定による第一号から第二十九号まで及び前号（国際出願に係る物件の提出を除く。）に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

三十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは特許法第三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）

三十三 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号

一 項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第三十一号において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十一号において同じ。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十一号において同じ。）の規定による第一号から第二十八号まで及び前号（国際出願に係る物件の提出を除く。）に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

三十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは特許法第三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）

三十二 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号

まで、第四十三号（法第十五条第一項又は法第十五条の二第二項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第二十九号まで、第三十号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十一号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機

まで、第四十三号（法第十五条第一項又は法第十五条の二第二項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第二十八号まで、第二十九号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機

会が与えられる弁明を記載した書面の提出

三十四・三十五 (略)

三十六 国際意匠登録出願に係る別表第一の五の項第三欄に掲げる手続

(ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定)

第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで及び第六十一号に掲げる手続(国際意匠登録出願に係る手続については、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。)とする。

(意匠法施行規則の準用)

第六十二条 意匠法施行規則第二条の二から第二条の四までの規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。

別表第一(第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係)

一〇四 (略)

五	国際意匠登録出願	第十條第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十	
		第二十三條の四第一号から第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十一号	

会が与えられる弁明を記載した書面の提出

三十三・三十四 (略)

(新設)

(ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定)

第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで及び第六十一号に掲げる手続とする。

(新設)

別表第一(第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係)

一〇四 (略)

一〇四 (略)	
---------	--

六・七 (略)	
	九号、第四十五号から第四十七号まで、第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
	及び第二十二号に掲げる通知又は命令（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
五・六 (略)	

○弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（実務修習の内容及び方法） 第二十一条の二 実務修習は、講義及び演習により行うものとし、一の実施期間内に、次の表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる単位数以上行わなければならない。		（実務修習の内容及び方法） 第二十一条の二 実務修習は、講義及び演習により行うものとし、一の実施期間内に、次の表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる単位数以上行わなければならない。	
2 ～ 4 （略）	課程	課程	単位数
	一・二 （略）	一・二 （略）	（略）
	三 意匠に関する理論及び実務	三 意匠に関する理論及び実務	二十四単位
	四・五 （略）	四・五 （略）	（略）

改 正 案	現 行
（国際協力課の所掌事務） 第三百十二条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一六 （略） 七 特許及び実用新案に係る国際出願（実用新案技術評価書に関する書類及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により出願書類又は実用新案技術評価とみなされるものを含む。以下単に「国際出願」という。）<u>並びに商標に係る国際登録出願並びに商標に係る国際登録出願の手続に係る国際的な調整に関する企画及び立案並びにその実施のための連絡調整に関すること（総務課及び国際政策課の所掌に属するものを除く。）。</u> 八 （略） （出願課の所掌事務） 第三百十五条 出願課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 <u>国際出願（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）及び実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の規定により特許出願及び実用新案登録出願とみなされる国際出願を除く。）</u>、<u>意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願に関する出願書類の方式審査に関すること。</u> 二 一七 （略）	（国際協力課の所掌事務） 第三百十二条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一六 （略） 七 特許及び実用新案に係る国際出願（実用新案技術評価書に関する書類及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により出願書類又は実用新案技術評価とみなされるものを含む。以下単に「国際出願」という。）<u>並びに商標に係る国際登録出願（以下単に「国際登録出願」という。）の手続に係る国際的な調整に関する企画及び立案並びにその実施のための連絡調整に関すること（総務課及び国際政策課の所掌に属するものを除く。）。</u> 八 （略） （出願課の所掌事務） 第三百十五条 出願課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 <u>国際出願（国際出願（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）及び実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の規定により特許出願及び実用新案登録出願とみなされる国際出願を除く。）及び国際登録出願に関する出願書類の方式審査に関すること。</u> 二 一七 （略）

(<u>国際出願室</u>、<u>国際意匠・商標出願室</u>及び特許行政サービス室) 第三百三十四条 <u>出願課に、国際出願室、国際意匠・商標出願室及び特許行政サービス室を置く。</u> 2・3 (略) 4 <u>国際意匠・商標出願室は、次に掲げる事務をつかさどる。</u> 一 <u>意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願に関する出願書類の方式審査に關すること。</u> 二 <u>意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願に関する出願書類の接受及び発送に關すること。</u> 三 <u>意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願に関する出願書類の整理及び保管に關すること。</u> 5 <u>国際意匠・商標出願室に、室長を置く。</u> 6・7 (略)	(<u>国際出願室</u>、<u>国際商標出願室</u>及び特許行政サービス室) 第三百三十四条 <u>出願課に、国際出願室、国際商標出願室及び特許行政サービス室を置く。</u> 2・3 (略) 4 <u>国際商標出願室は、次に掲げる事務をつかさどる。</u> 一 <u>国際登録出願に関する出願書類の方式審査に關すること。</u> 二 <u>国際登録出願に関する出願書類の接受及び発送に關すること。</u> 三 <u>国際登録出願に関する出願書類の整理及び保管に關すること。</u> 5 <u>国際商標出願室に、室長を置く。</u> 6・7 (略)
--	--